

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に、資格喪失日に係る記録を50年2月3日に訂正し、47年4月の標準報酬月額を5万2,000円、50年1月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和50年1月16日から同年2月3日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を得た。

人事異動により、申立期間①については、A社D事業所から同社本店（E市）に異動し、申立期間②についても、同社本店から同社D事業所に異動し、それぞれ継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された8年勤続表彰状及び複数の同僚等の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D事業所から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、口頭による転勤辞令が出たらすぐに引っ越しをして異動したと供述しているところ、改製原戸籍の附票により、昭和47年3月23日にE市に転入したことが確認できることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された8年勤続表彰状及び複数の同僚等の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、口頭による転勤辞令が出たらすぐに引っ越しをして異動したと供述しているところ、改製原戸籍の附票により、昭和50年2月3日にD事業所が所在する市に転入したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年12月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果 100 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 10 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 100 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行った際、賞与の金額を 10 万円として届け出たため、保険料として一部しか納付されていなかった。

A事業所は誤りに気づき、年金事務所に当該賞与に係る訂正の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成 16 年分に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人の所持する 16 年 12 月分の給与支払明細書から、申立人は、100 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年7月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月29日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和49年7月29日付けでA社C部D課から同社C部B課への異動辞令を受け、その後も継続して勤務したため、保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書、同社の転勤辞令の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和49年7月29日に同社D事業所（C部D課）から同社B事業所（C部B課）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人の資格取得日を誤って昭和49年8月1日として届け出たと認めていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 10 月 15 日まで  
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。  
A社B出張所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B出張所の当時の所長の供述により、申立人は同社B出張所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、当時のA社B出張所長は、「私は、B出張所の営業期間であった昭和 42 年 8 月から 45 年頃まで所長として勤務していた。当時、同社B出張所の従業員は、私と女性事務員の正社員二人及び申立人が勤務していたが、申立人からは、採用時に正式な採用に関する書類の提出が無く、臨時職員であったと記憶している。また、正社員であれば必ず厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に加入させない取扱いであった臨時職員として勤務していたことが推認できる。

さらに、厚生年金保険の加入状況等についてA社の元代表者に照会したところ、「当時の厚生年金保険の関係書類は保管されていないので詳細は不明である。」との回答を得ているほか、当時の同社C営業所長及び複数の同僚に照会したが、申立人に係る保険料控除の状況等について供述を得ることができなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月16日から4年1月6日まで  
② 平成4年3月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社（申立期間①）、B社（申立期間②）及びC社は経営者が変わり社名が変更になっただけで、同じ場所で同じ仕事をし、給与も滞ることなく受領して保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録によると、同社における取得日は平成元年4月21日、離職日は3年12月15日となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、オンライン記録上、申立人と同日にA社において被保険者資格を喪失し、その後、B社で加入記録がある者が二人確認できることから、このうち所在が判明した同僚一人に照会したところ、「申立人とは、A社からB社と一緒に異動した。」と供述している上、当該同僚二人のA社における雇用保険の加入記録も申立人と同様に、離職日が平成3年12月15日となっている。

さらに、オンライン記録によると、A社は既に適用事業所には該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、当時の役員に照会したところ、「厚生年金保険関係の資料等は保管していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について

確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録によると、同社における取得日は平成3年12月21日、離職日は4年3月20日となっており、前述の同僚二人の雇用保険の加入記録と一致している。

また、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成4年1月6日、資格喪失日は同年3月21日となっているところ、前述の同僚二人のうち一人は、A社における被保険者資格喪失日と同日にB社において被保険者資格を取得しているものの、他の一人は申立人と資格取得日が一致している上、資格喪失日については当該同僚二人のいずれも申立人と同日であることが確認できる。

さらに、B社に照会したところ、「申立人の勤務実態に関する資料及び賃金台帳等の資料は処分済みのため不明。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人はB社における被保険者資格を喪失した後にC社において加入記録が確認できるところ、同社における申立人の雇用保険の加入記録は、取得日が平成4年4月1日となっているものの、オンライン記録によると同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、同年5月1日であり、これ以前に当該事業所が適用事業所として届出された事実は見当たらない。

また、オンライン記録によると、C社は既に適用事業所には該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明で調査することができないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A事業所B出張所で、C職として一緒に働いていた同僚には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所B出張所が提出した「期間任用非常勤職員名簿」によると、申立人は、昭和 52 年 1 月 21 日から同年 3 月 19 日までの期間及び 53 年 1 月 20 日から同年 3 月 18 日までの期間について、「C職」としての任用予定期間が記載されていることが確認できる上、当時の複数の同僚も申立人がC職として勤務していたと供述していることから、申立期間①及び②について、申立人は、同出張所に勤務していたと認められる。

しかし、事業主は「2か月を超えて雇用される者を厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、申立人が名前を挙げた同僚を含め、C職 9 人及びその他非常勤職員 8 人の記録を調査したところ、任用予定期間が2か月を超える者については、全て厚生年金保険の加入記録が確認できるが、2か月に満たない者は、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

これらのことから、申立期間①及び②については、申立人が2か月に満たない任用予定期間であったため、事業主は厚生年金保険法第 12 条の規定に従った処理を行い、厚生年金保険に加入させなかったと考えるのが妥当である。

一方、申立期間③については、前述の「期間任用非常勤職員名簿」に申立人の任用記録が確認できないほか、A事業所B出張所では、昭和54年以降に勤務した全ての非常勤職員に係る「非常勤職員勤務記録票」を保管しているところ、同記録票にも申立人の勤務記録は無い上、当時の複数の同僚も、申立人が勤務していたことは間違いないものの、54年にC職として勤務していたかどうかは定かでないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 釧路厚生年金 事案 423 (事案 11 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 12 月まで  
申立期間について、一度申し立てたものの、年金記録の訂正は必要でないとされたが、関係法人から発行された「B職認定証」を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の家族が保有する、同僚と撮影した写真により、申立人が A 社に勤務していたことは認められるものの、勤務していた期間の特定はできず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が記憶している 3 人のうち 1 人は厚生年金保険の加入記録が存在するものの、他の 2 人については確認できず、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同社は解散に伴い当時の関係書類を保存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、新たに、関係法人から発行された「B職認定証」を提出しているところ、同認定証には事業所名及び昭和 29 年 9 月から勤務していた旨の記載が確認できるものの、勤務期間の特定はできない上、申立期間において厚生年金保険料が控除されていた事実も確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時に A 社で厚生年金保険の被保険者記録のある者 4 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうち 1 人からは、「申立人は同社に勤務していたが勤務期間は分からな

い。」との供述を得ており、申立人の勤務期間を特定することができない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。